第１０号様式（第３３条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入印紙 | 工　事　請　負　契　約　書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 工事名称 |  |
| ２ | 工事場所 | 秦野市 |
| ３ | 工期 | 令和　　　年　　　月　　　日から　令和　　　年　　　月　　　日まで |
| ４ | 契約金額 | 金　　　　　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　　　　円） |
| ５ | 前金払 | 秦野市公共工事の前金払に関する規則(昭和39年秦野市規則第19号)第２条の規定による。ただし、水道事業又は公共下水道事業に係る公共工事の場合は、秦野市水道事業及び公共下水道事業の公共工事の前金払に関する規程(昭和43年企業管理規程第12号)による。 |
| ６ | 部分払 | 秦野市契約規則(昭和39年秦野市規則第23号)第62条の規定による。ただし、水道事業又は公共下水道事業に係る公共工事の場合は、秦野市水道事業及び公共下水道事業の契約に関する規程(昭和43年企業管理規程第10号)による。 |
| ７ | 契約保証金 | 付す。　付保割合(契約金額に対する契約保証の割合)は、10分の1以上の金銭的履行保証とする。免除　　秦野市契約規則第39条第1号の2の規定による。ただし、水道事業又は公共下水道事業に係る公共工事の場合は、秦野市水道事業及び公共下水道事業の契約に関する規程による。 |
| ８ | 解体工事に要する費用等 | 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別紙のとおり。 |
| ９ | 住宅建設瑕疵担保責任保険 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任の履行方法□　該当なし□　別紙のとおり、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する。□　別紙のとおり、住宅建設瑕疵担保保証金の供託による。 |
| 10 | 契約金支払場所 | 秦野市指定金融機関(ただし、水道事業又は公共下水道事業に係る公共工事の場合は、秦野市水道事業及び公共下水道事業の出納取扱金融機関) |

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、その共同企業体の結成に係る協定に従い契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

住　所　秦野市桜町一丁目３番２号

発注者

氏　名　秦野市長　　高　橋　昌　和　　　　　　　㊞

住　所

受注者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞